平成２３年（フ）第７７５４号
大阪府高槻市西真上１丁目32番４号
債務者　𠮷井　明子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７５５号
大阪府枚方市長尾東町３丁目54番７号、前住所大阪府枚方市山之上北町23番13号
債務者　三浦　順治
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５５号
兵庫県三木市志染町吉田915番地、住民票上の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目35番地
債務者　藤本　朝子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７６号
神戸市東灘区岡本１丁目12番26号　マンション藤405号、従前の住所神戸市須磨区北落合２丁目11番15―204号
債務者　西澤恵理子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９３号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野200番地１　工藤コーポ205
債務者　小笠原健治
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２０１号
青森県弘前市大字南城西１丁目３番地５　工藤征一方、住民票上の住所青森県弘前市大字熊嶋字豊田265番地５
債務者　三上　晶子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２５９４号
名古屋市天白区原２丁目3415番地　ジョイフル原南301号
債務者　今野　雅世
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６０９号
愛知県北名古屋市西之保宮前17番地１　宮前荘２号
債務者　吉村　國利
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６５４号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地79　シティハイム箕ノ手202
債務者　橋本　満信
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３号
山口県下関市元町１番３号　元町アパート206号
債務者　竹原雷光こと　申　　雷光
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８１５号
北九州市小倉北区木町３丁目７番７号
債務者　梶原　健二
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８２４号
福岡県中間市扇ヶ浦２丁目３番17号
債務者　中野　啓子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８９０号
北九州市小倉北区皿山町５番22―502号　土肥方
債務者　植木　　明
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９３９号
北九州市戸畑区東大谷３丁目20番41号
債務者　小麥﨑君子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９５３号
北九州市小倉北区片野新町３丁目１番12―305号
債務者　河村　亮輔
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４５号
熊本県合志市須屋1924番地３
債務者　下村　幸次
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６４２号
熊本市栄町２番１号
債務者　杉本　慶樹
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部